MANIX REPORT
マニックス リポート

再生エネルギー全量買取制度

いつもお世話になります。このMIZMIZが皆さまのお手元に届くころには暑さも和らぎ過ごしやすい季節になっていることと思います。

株式会社MANIX
代表取締役社長 松田 幸治

今年の夏も暑かったですね。温暖化の影響か、暑さも年々ひどくなっているのと同時に、ゲリラ豪雨や竜巻など、自然災害の発生も頻繁になっているようにも思えます。直接的に私たちが感じることは少ないかもしれませんが、着々と地球温暖化が進んでいるのではないでしょうか。そのような中、今回は本年7月より施行された再生エネルギー全量買取制度について取り上げたいと思います。弊社が発行しているメールマガジンでは先立って8月に配信いたしましたが、個人的な見解も含めて記事にさせていただきます。

全量買取制度とは

正式には「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案」で、平成23年3月11日午前に閣議決定、8月26日に法案成立しました。平成24年6月18日、買取価格:42円・買取期間:20年間で法令が公布され7月より施行されています。

再生可能エネルギーで発電した電力を、電力会社が固定の価格で買い取ることを義務付ける制度のことで、一定の条件を満たす場合に、発電した電力の全量を一定の期間・価格で買い取るため、全量買取制度と呼ばれます。対象となる再生可能エネルギーは、太陽光発電、風力発電、地熱発電、中小水力発電と、バイオマス発電の5種類で、このうち太陽光発電に関しては、10kW未満の(いわゆる住宅用)の場合、現状と同じ余剰電力の買い取りが適用されます。事業所などの非住宅に太陽光発電システムを導入し発電した場合は、電力の全てを電力会社が一定の価格で買い取ることが義務付けられてます。

また、太陽光発電の買取制度というと、ソーラー・パネルを設置した人だけに関係することと思いがちですが、買取に使われるお金の原資には、「賦課金」として電気の使用量に応じ、電気料金に加算して全国民から徴収したお金が使われます。つまり、太陽光発電を利用する人はもちろん、しない人も買取のための資金を支払っているわけです。全量買取制度では、太陽光発電だけでなく、風力発電や地熱発電などの再生可能エネルギー由来の電気が幅広く買取対象となったため、名称が「再生可能エネルギー発電促進賦課金」と変わりました。省略して「再エネ賦課金」と呼ばれています。国産エネルギーの確保は国民全体の問題とはいえ、電気料金の値上がり負担がどれくらいになるのか、生活者としては気になるところです。

採算性は？

大手企業や外資系企業などが、これまでとはケタ違いの発電容量を有する太陽光発電(メガソーラー)を各地で設置する動きが活発化しています。余剰電力買取制度とは違い、収支を計算するわけではありませんので、単純に1kwあたり42円を乗じただけの計算になります。ということは容量が大きければ大きいほど収入が得られるということですので、「メガ」と呼ばれるレベルの太陽光発電を設置すると、初期投資が莫大になるものの採算が取れると判断してのことだと言えます。

具体的に、全量買取制度によってどの程度の収入が得られるのでしょうか。

【シュミレーション例】

49kwの場合の売電シミュレーション

測定地域:大阪府　取付場所:屋根設置　設置容量:49.35kw　年間予想発電量:52800kWh/年

■年間予想売電収入
年間予想発電量 52,800kWh/年 × 買取価格 42円 ＝ 年間予想売電収入 2,217,600円
予想発電量から算出した、年間に売電で得られる収入金額です

■償却年数
設備導入費用 180,000,000円 ÷ 年間予想売電収入 2,217,600円 ＝ 償却年数 8.1年
設置にかかった費用を売電収入で償却できる期間です

■売電収入年数
買取期間 20年 − 償却年数 8.1年 ＝ 売電収入年数 11.9年
売電した収入がそのままお客様の収入になる期間です

■売電収入総額
売電収入年数 11.9年 × 年間予想売電収入 2,217,600円 ＝ 売電収入総額 26,389,440円
売電収入期間をもとに最終的にお客様の収入となる金額です

※NEDOの全国日照関連データマップの日射量データより1995年～2005年の平均を用いて算出。
記載の数値はあくまで推定値(概算)であり、実際の数値とは異なりますのでご了承ください。

ここでは、決定価格の『42円・20年』という設定で、49kWの容量を設置した場合の売電額シミュレーションを示しています。

上記の図では約8年で投資金額を回収し、残りの約12年は収入となるという内容です。設置場所の条件や、パネルの性能などで数値は変わりますので、あくまでも目安としてお考えください。

また、これ以外にも税制優遇や設置補助金などの制度がありますので、初期投資の回収に関しても制度の活用によって、メリットが得られるようになっています。

弊社の取り組み

現在、お客様へ太陽光発電の設置の提案をするということではなく、自社設置を検討しています。個人的には、15kw以上の設置が可能であれば、全量買取制度の活用は収益性があると判断しています。容量が小さければ、得られる収入も低くなることは言うまでもありませんが、長い目で見ると制度開始から2、3年以内に設置することが最大限にメリットを得られると考えています。固定買取金額や固定買取期間は普及が進むにつれて見直しが入り、スタート時ほどのメリットを得ることは難しいと予想されるため、お客様に対して「是非導入を!」とまでは言えませんが、弊社としては、「地球温暖化防止への貢献」という視点を持ち合わせた収益事業として、取り組んでいきたいと考えています。

最後までお読みいただき、ありがとうございました。